



あいづ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

紙面学習

シリーズ 49 『時間外手当』

時間外勤務命令は「業務上やむを得ない場合に必要最小限」が原則、恒常的な残業が続く場合は、**まず実態把握、そして所属長交渉へ！**

▼今回も、全国町村評議会作成の「組合員ノート」を基にして作成しています。テーマは月々支払われる諸手当の内の「時間外手当」についてです。

▼なお、過去の機関紙「第418号」でも同じテーマで特集していますので、併せてご確認ください。

▼まず「時間外勤務手当」とは？から。正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた（あくまで、勤務命令により行うものです。勤務前に超過勤務命令簿に課長等の印をもらいます）場合に、その時間外勤務の時間数に応じて支払われます。「正規の勤務時間」とは、あらかじめ割り振られた1日の勤務時間（一般的に午前8時30分〜午後5時15分）のことです。正規の勤務時間の後だけではなく、その日の勤務時間が始まる前や、休憩時間中に勤務を命じられた場合も時間外勤務として取り扱われます。週休日・休日勤務についても、その実労働時間に応じて

【図表1】超過勤務手当の割増率表

	0:00	5:00	8:30	17:15	22:00	24:00
平日	50%増し	25%増し	割増なし	25%増し	50%増し	
週休日	60%増し	35%増し				60%増し
休日	60%増し	35%増し	35%増し※	35%増し	60%増し	
月60時間超分	75%増し (50%+25%)	50%増し (25%+25%)	割増なし	50%増し (25%+25%)	75%増し (50%+25%)	

■用語の定義

【平日】勤務を要する日

【週休日】（交替制勤務等以外の場合）土曜日・日曜日

【休日】祝日法に規定する休日、年末年始の休み。

■表中の※印⇒休日勤務手当

■時間外勤務手当の計算式

勤務1時間当たりの給与額 × (1 + 表中の割増率) × 時間外の勤務時間

支払われます。

なお、「週休日」とは土曜日および日曜日のことを指しますが、「休日」とは土曜日および日曜日のことではなく、国民の祝日に関する法律に規定される休日と、年末年始の休みのことをさします。

▼【図表1】は、超過勤務手当の割増率を（独自に）表にしたものです。注意したいのは「週休日（土・日）」に勤務命令があった場合です。原則として、「週休日の割り振り変更」を行い、勤務命令のあった「週休日」と、指定した平日を入れ替える（別の日を週休日とする）ので、（1日の勤務時間を超えなければ）超過勤務手当は発生しません。ただ、別の週に振り替えたことにより、その週の労働時間が38時間

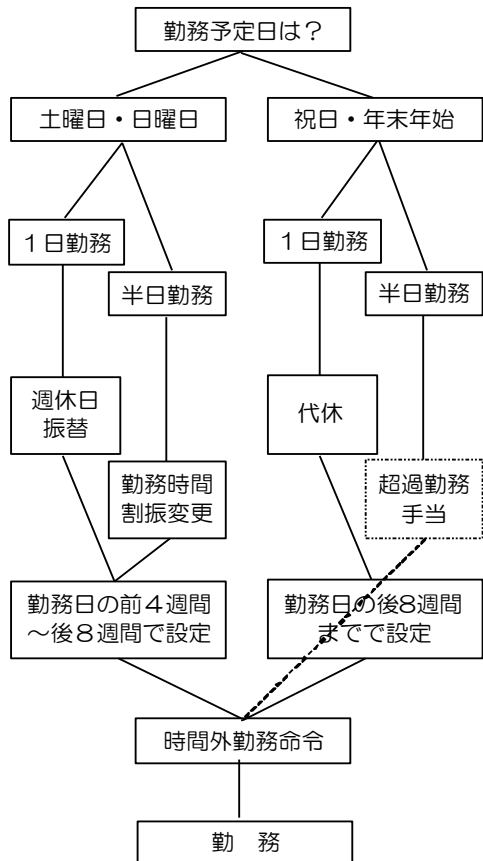
当面の日程

■6月17日(水)18日(木)
県本部スポーツ大会（野球）
（下郷町、南会津町にて）
※「喜多市職労」と「会津若松市職労」が県本部大会へ出場します。

■6月24日（水）
自治研、単組抽出オルグ

■6月26日（金）
18:00～県本部単代会議
（WEB）

【図表2】時間外勤務フロー
(機関紙第325号より転載)



45分(7時間45分×5日)を超える
ることになった場合、時間外労働
となり、勤務した週休日分に超過
勤務手当(平日としての25%)が
支払われることとなります。【図表
1】では、「休日」と同じ割増率と
なっていますが、これは「振り替え
た週休日」に勤務した場合のもの
とご理解ください。

一方で、土日以外の「休日」出勤
を命令された場合は、たとえ事前
に代休を指定した場合でも、「休日
出勤の事実が消えない」ので、
「35%の休日勤務手当」が支払わ
れることとなります。

念のため、再度記載しますが、週

休日(土日)に勤務命令があった場
合は「週休日の振替」、土日以外の
休日に勤務命令があった場合は、
「代休」(超過勤務を選択すること
も可能)となります。どちらも「代
休」と認識している方(職場)があ
るかも知れません。改めて確認し
てください。(【図表2】参照)

▼次に地方公務員の場合の時間外
労働時間の上限についてです。地
方公務員には、原則として労働基
準法が適用されますが、時間外労
働(残業)の上限は、自治体の条
例・規則によって詳細が定められ
ています。原則的な上限は、

○月45時間

○年360時間です。

一般的に自治体で時間外勤務を
命じることができるのは、「業務上
やむを得ない場合に必要最小限」
とされていますが、業務の都合上、
臨時的な特別の事情がある場合、
次の範囲内で延長が認められてい
ます。

○月100時間未満

○年720時間以内

○2～6か月平均で80時間以下

※月45時間を超えるのは、原
則として年6か月まで。

大規模災害への対処、緊急の治
安対応など「特例業務」に該当する
場合、これらの時間数や、月数の上
限規定は適用されません。そのた
め、災害時などでは実質的に上限
を超えた超過勤務が命じられるこ
とがあります。

こうした長時間労働(各限度時
間を超えた労働)が発生した場合
は、超過理由の事後検証や、健康確
保措置(医師による面接指導など)
が義務付けられており、基準を超
えるほど、厳格な対応が求められ
ています。

編集後記



○担当業務のPRを少々。地方自
治研究(自治研)の第21年次専門
部会員の募集が始まっています。
今回の3つの(専門部会)のテーマ
は「地域活性化」「自治体財政」「地
域防災」で、県内各単組から登録し
た部会員+県本部内局役員等が、
1泊2日の現地調査を含め、部会
を開催しながら調査研究し、最終
的には28年6～7月開催予定の
県本部自治研集会で成果を発表し
ます。総支部HPに募集チラシを
掲載しますのでご確認を。(坂内)

総支部 HP

会津総支部ホームペ
ージのトップページ
です。



機関紙

総支部機関紙のバック
ナンバーは、こちら
から。

